

コロナウイルス感染者の自宅待機について

新型コロナウイルスに感染した場合の療養場所が変わりました！

新規感染者の拡大に伴い、沖縄県の医療がひっ迫しています。以前は離島での感染者は軽症・重症に限らず搬送されて治療を受ける体制でしたが、本島での受け入れが難しく離島でも村内での自宅待機をしなければいけない現状となりました。そこで、厚生労働省からのQ&Aを抜粋しておりますので、ご一読いただきますようよろしくお願いいたします。

1 自宅での療養はどのような流れで行われるのですか

答え：軽症の方のうち、以下の①～④の重症化のおそれが高い方に該当しない方で、医師が入院の必要がないと判断した方は、東ふれあいセンターや自宅での療養の対象者となります。

- ① 高齢者
- ② 基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等）
- ③ 免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）
- ④ 妊娠している者

同居者に①～④の方（重症化のおそれが高い方）が含まれる場合で、自宅療養が難しい場合には、優先して宿泊療養となるよう調整されます。

2 高齢者と同居していても自宅療養は可能ですか

答え：高齢者と同居している場合、軽症者等と高齢者との生活空間を必ず分けることが必要です。具体的には、居室を分けて接することがないようにして頂く必要があります。

また、トイレやお風呂も分ける方が望ましいですが、共用の場合は、トイレを共用する場合は、使用する都度、消毒・換気をすること

お風呂については、入浴する順番について軽症者等の方を最後とし、入浴後に十分な清掃と換気をすることが必要になります。

3 自宅療養とは具体的に何をすることになるのですか

答え：外出せずに、自宅で療養いただくこととなります。その間、保健所（又は保健所から依頼された方）から、一日一回、体温、咳、鼻汁、倦怠感、息苦しさ等の健康状態をお聞きしますので、報告していただきます。

症状が変化した場合には、あらかじめ保健所から伝えられた相談先へ、我慢せずに速やかにご連絡ください。連絡を受けた相談先において、医師、看護師等や医療機関との調整等の

対応が取られます。一定の基準を満たすことが確認され、自宅療養が解除されるまでの間は、外出することができません。

4 自宅療養する場合の留意事項は何かありますか

答え：軽症者等の方は、基本的に個室で過ごしてください。行動範囲は最小限として、同居家族で接触する方は最小限としてください。

リネンやタオル、食器などの身の回りの者は共用しないでください。

外部からの不用不急の訪問者は受け入れないようにしてください。

トイレやお風呂も軽症者等の方専用が望ましいですが、共用する場合には、清掃と換気を十分に行い、入浴は最後に行うようにしてください。

軽症者等の方が触れる物については、一日1回以上、清掃してください。

5 自宅で療養する場合、医師等によるケアは受けられないのですか

答え：自宅療養の場合には保健所（又は保健所から依頼された者）が、定期的に健康状況を確認します。

症状に変化があった場合には、医療機関と連携し、必要な医療が受けられます。症状に応じて、必要な場合には、入院していただくことになります。

6 自宅での療養はいつまで続くのでしょうか

答え：症状のある方（有症状者）の場合は、①又は②のいずれかを満たす場合に、自宅療養が解除されます。

①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合

②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後に2回連続でPCR等検査（PCR検査、LAMP法検査又は抗原定量検査）の結果が陰性である場合

※具体的には、症状軽快後に24時間経過した後にPCR等検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合となります。

症状の出たことがない方（無症状病原体保有者）の場合は、③又は④のいずれかを満たす場合に、宿泊療養又は自宅療養が解除されます。

③陽性確定に係る検体採取日から10日間経過した場合

④陽性確定に係る検体採取日から6日間経過した後、2回連続でPCR等検査の結果が陰性である場合

※具体的には、当該6日間経過後にPCR等検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合となります